

地方創生

ふるさと納税の取組みは

新たな特産品を発掘

問

私は、ふるさと納税の制度ができた時から、この制度が資金を生み財政を豊かにするために、須恵町にとって大事な制度であるとの思いで、一般質問を続けてきました。須恵町では近年、ふるさと納税の獲得には特に力を入れて取組んでいます。昨年度は、大幅に納税額・件数が伸び、

基金に積立てることができましたが、今年度はコロナの影響もあり、少し落ち込んでいます。今年度のふるさと納税の状況、町長のふるさと納税獲得への思い、今後の返礼品の掘り起こし・開発や、ふるさと納税を獲得するための方策についてお聞きします。

答 平松町長

4月から1月までの寄附額の実績と比較すると、令和2年度は、8億4221万1000円に対して、令和3年度は、5億4010万9500円で、3億210万1500円の減額となっています。需要と供給のバランスが取りづらく、業者のほうで返礼品の品数を手配できなかったことが主な原因かと思えます。また、返礼品の開発は、寄附者のニーズに合ったもの、須恵町を広くPRできるものなど、今後新たな特産品を発掘していきたいと考えています。

きたいと思っています。この町を将来にわたって元気であり、若い人たちが須恵町に目を向けて、高齢者の方たちが安心して住めるまちづくりをしていくには、やはりこのふるさと納税に注力する必要があります。今後、ふるさと応援課を拡充しながら、企業とのやり取りもしつかりしながら、一つの大きな事業として、税収以外の収入源を獲得する場所として確立させていきたいと考えています。

ふるさと納税についてはこちらから



須恵町ホームページ

広報宣伝活動は、大手企業にお任せすることが効果は絶大だと思います。今後、取扱いポータルサイトを追加し、インターネットやSNSによる取り組みを中心に行っています。



今村 桂子 議員

一般質問

うかがいます

答弁中の平松町長



長期欠席議員の取扱い

「須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を制定しました。

須恵町では、議員の報酬については、条例の第2条に「議員にはその職についた当月分からそれぞれ議員報酬を支給する。」との規定があるのみでした。これだけだと、議員個別の事情や状況にかかわらず報酬が支給されます。そこで、議員が果たすべき職責を踏まえ、議会等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給については、そのあり方を明確にするために、昨年より議論を続けてまいりました。

その結果、3月18日の最終本会議において、議会運営委員会発議で提出・採決に至ったものです。

要点は、第4条において、議会を長期欠席している議員の欠席期間の決定第5条において、長期欠席した期間に応じて報酬を減ずる割合を規定第7条において、適用除外の規定第8条において、議員が刑事事

件等の処分を受けたときは、報酬を一時差止とする規定などです。

議員の報酬・待遇のあり方については、全国各地の自治体で議論されているところでもあります。本条例は、須恵町議会の議員一人ひとりが、町民の代表として、町民の負託に答え、職責を果たしていくために制定したものです。町民の皆様のご理解をいただきましたと思います。

須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(一部抜粋)

第4条 議長は、規定による届出があったときは、議会運営委員会に報告し、長期欠席期間の始期又は終期を次の各号に掲げるところにより決定しなければならぬ。(1) 始期 会議等を欠席した日又は規定による届出があった日のいずれか早い日

(2) 終期 会議等に出席した日又は規定による届出があった日のいずれか早い日の前日

第5条 議員が会議等を長期欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例第1条に定める額に、始期から終期までの期間に応じて減額の割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。

第7条 次に掲げる事由により議員が町議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は長期欠席の日数に含まない。(1) 公務上の災害等又は通勤による災害

(2) 女性の議員の出産(労働基準法に規定する産前産後の期間に限る)(3) 感染症患者又は無症状病原体保有者であると医師に診断された場合(4) 長期欠席がやむを得ないと議長が認める場合

第8条

議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日が属する月の翌月から解かれた日までの期間の議員報酬の支給を一時差止める。



三上議会運営委員長より松山議長へ報告書が手渡されました